

事務連絡
平成26年3月28日

各地方農政局経営・事業支援部農地政策推進課長 } 殿
各地方農政局農村計画部農村振興課長

農林水産省経営局農地政策課経営専門官（農地調整G担当）
農林水産省農村振興局農村計画課課長補佐（農地転用班担当）

行政書士等の代理人による農地法の許可申請手続について

標記につきましては、平成15年1月22日付け事務連絡（農林水産省経営局構造改善課課長補佐（農地調整班担当）・農村振興局農村政策課課長補佐（農地転用班担当）連名）及び平成16年4月19日付け事務連絡（農林水産省経営局構造改善課課長補佐（農地調整班担当）・農村振興局農村政策課課長補佐（農地転用班担当）連名）により、その取扱いをお知らせしたところですが、当該取扱いを周知徹底する観点から、上記事務連絡（別添1及び別添2）を改めてお知らせいたします。

なお、貴職管内各都府県に対しては、貴職から通知をお願いするとともに、農業委員会に対しては都府県から通知して頂くよう依頼方お願いします。

また、今回の事務連絡に関連して、当職と調整の上、別添3のとおり日本行政書士会連合会から各単位会長宛てに文書が発出されていることを申し添えます。

(別添1)

事務連絡
平成15年1月22日

沖繩総合事務局農林水産部農政課長
各地方農政局生産経営部構造改善課長
各地方農政局農村計画部農村振興課長
北海道農政部農地調整課長

} 様

農林水産省経営局構造改善課課長補佐(農地調整班担当)
農村振興局農村政策課課長補佐(農地転用班担当)

行政書士等の代理人による農地法の許可申請手続について

標記については、下記のとおり取り扱うことが適当であるので、お知らせします。

なお、貴職管内各都府県に対しては、貴職から下記の内容について通知をお願いしますとともに、農業委員会に対しては都府県から通知して頂くよう依頼方お願いします。

おって、この取扱いについては、日本行政書士会連合会と調整済みであることを申し添えます。

記

1 農地法第3条、第4条及び第5条では、農地等の権利を取得しようとする者等(法第4条許可の場合は転用の事業を行おうとする者。以下「譲受人等」という。)が許可申請の内容に従って耕作若しくは養畜の事業又は転用の事業(以下、「申請に係る事業」という。)を行うことを前提としており、許可の判断は申請書に記載された内容等を審査して行われる。

また、転用許可に際しては、「申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること」とする条件を付すこととしている。

このようなことから、農地法の許可申請は、本来、申請に係る事業を行う意思を有する譲受人等が申請すべきものである。

なお、行政書士等が行う代理申請は、あくまで許可申請の手続を代理して行うものであって、申請に係る事業を行う意思までを代理するものではない。

2 このため、申請行為者(代理人)と申請に係る事業を行う者(譲受人等)が異なることとなる代理申請については、許可の審査に当たり、譲受人等が確実に申請に係る事業を行うことについての意思を確認しておく必要がある。

従って、代理申請については、代理申請であることの確認及び譲受人等が申請に係る事業を実施する意思の確認として、次の書類の提出を求めるものとする。

- ① 譲受人等が代理人に申請手続を委任する旨の委任状
- ② 譲受人等が、代理人が作成した申請書の内容を了解した上で、その内容に従って申請に係る事業を行う旨の確認書
- ③ 審査の過程で事業計画等の申請内容に変更が生じた場合には、更に、②に準じた確認書

(別添2)

事務連絡
平成16年4月19日

各地方農政局生産経営流通部構造改善課長
各地方農政局農村計画部農村振興課長
沖縄総合事務局農林水産部農政課長
北海道農政部農地調整課長

様

(農林水産省) 経営局構造改善課課長補佐 (農地調整班担当)
(農林水産省) 農村振興局農村政策課課長補佐 (農地転用班担当)

行政書士等の代理人による農地法の許可申請手続について

標記につきましては、平成15年1月22日付け事務連絡(農林水産省経営局構造改善課課長補佐(農地調整班担当)・農村振興局農村政策課課長補佐(農地転用班担当)連名)により、その取扱いをお知らせしたところですが、同事務連絡における農地法第3条の許可申請に当たっての確認書の提出については、申請者の手続負担を軽減する観点から、申請書提出後に大幅な内容の変更が行われる場合等必要な場合に限ってこれを求めることとし、一律に確認書の添付を求める必要はないものと考えます。

また、農地法第4条及び第5条の許可については、農地法第3条の許可に比べ、施設の配置や資金計画、被害防除措置等事業計画の内容が複雑であり、その内容に対する転用事業者の意思が重要となるため、これを具体的に確認することが、許可の判断や農地法第83条の2の規定による是正命令等を適切に行う上で必要不可欠であることから、確認書は必ず必要となりますのでご留意下さい。なお、確認書は、転用行為者が申請書に記載された事業計画を承知していることが確認できることにより、当該事業計画に従った転用が行われるとの判断ができればよく、必ずしも「確認書」という名称や様式にとらわれるものではありません。

このことについて、(貴職管内各都府県に対しては、貴職から下記の内容について通知頂くとともに、)農業委員会に対しては都府県から通知して頂くよう依頼方お願いします。

なお、この取扱いについては、日本行政書士会連合会と調整済みであるとともに、別添のとおり日本行政書士会連合会から各単位会長あてに関連する文書が発出されていることを申し添えます。